

ワークライフバランスに関する主な制度と届出書類【常勤職員編】

有給

妊娠障害★



妊娠中の職員が妊娠を起因とする障害のための休暇、妊娠期間において14日

〈届出書類〉
特別休暇簿
+ 受診した際の領収書又は診察券
【提出先】
所属部課担当係

有給

産前・産後休暇



出産予定日の8週前から、産後8週まで取得可能

〈届出書類〉
特別休暇簿
+ 母子手帳親の名前と予定日写し
+ 母子手帳の出生届出済証明書写し
【提出先】
所属部課担当係
→ 人事労務課労務・福祉係

有給

子の養育休暇★



子が3歳に達するまでに、子とのふれあいのための休暇、毎年3日間（育児参加休暇は除く）

〈届出書類〉
特別休暇簿
【提出先】
所属部課担当係

減額

育児短時間勤務



子が小学校入学前まで、勤務時間を1日3時間55分、1日4時間55分、週3日、週2日半から選択できる

〈届出書類〉
育児短時間勤務申出書
+ 母子手帳の出生届出済証明書写し
【提出先】
所属部課担当係
→ 人事労務課労務・福祉係

減額

育児時間



子が小学校第3学年の終期を経過するまで、勤務時間を1日2時間の範囲内で30分単位で勤務時間を短縮できる

〈届出書類〉
育児休業申出書
+ 母子手帳の出生届出済証明書写し
【提出先】
所属部課担当係
→ 人事労務課労務・福祉係

有給

不妊治療★



不妊治療に係る通院等による休暇、1年において5日（体外受精等の場合は10日）

〈届出書類〉
特別休暇簿
+ 受診した際の領収書又は診察券
【提出先】
所属部課担当係

有給

配偶者出産休暇★



出産時の立ち会いや入退院の付き添い、出生の届け出のための休暇2週間経過のうち2日

〈届出書類〉
特別休暇簿 + 母子手帳の写し
【提出先】
所属部課担当係

有給

行事参加休暇★



子が中学校卒業までに、学校等の行事に参加するための休暇、毎年3日間

〈届出書類〉
特別休暇簿
+ 行事通知書類の写し
【提出先】
所属部課担当係

無給※

育児休業



子が3歳に達するまで取得可能

〈届出書類〉
育児休業申出書
+ 母子手帳の出生届出済証明書写し
【提出先】
所属部課担当係
→ 人事労務課労務・福祉係

無給※

出生時育児休業



子が出生予定日または出生から28日に達するまで取得可能

〈届出書類〉
育児休業申出書
+ 母子手帳の出生届出済証明書写し
【提出先】
所属部課担当係
→ 人事労務課労務・福祉係

有給

妊産婦の保健指導・健康診査



妊娠中、産後1年以内の職員が妊産婦健診や保健指導を受ける場合の必要な時間において勤務しないことの承認を受けることができる。（妊娠初回の通院や母親学級は不可）

〈届出書類〉
特別休暇簿 + 母子手帳の写し
【提出先】
所属部課担当係

有給

育児参加休暇★



配偶者の産前産後期間中に、出産に係る子や小学校就学始期までの子を養育するために休暇、産前・産後8週間経過のうち5日

〈届出書類〉
特別休暇簿 + 母子手帳の写し
【提出先】
所属部課担当係

有給

子の看護等休暇★



子の看病や中学就学前の子の感染症に伴う学級閉鎖、入学（園）式・卒業（園）式の参加のため取得可能
毎年7日間（中学就学前までの子を養育の場合10日）

〈届出書類〉
特別休暇簿 + 行事通知書類の写し
+ 薬袋や診療機関の領収書の写し
【提出先】
所属部課担当係



※育児休業と出生時育児休業は無給ですが…
育児休業給付金によって、子が1歳に達する（父母とも所得の場合は1歳2ヶ月）までの期間は、雇用保険から6か月間は給与の67%、それ以降は50%が支給されます。

★…時間単位での取得可能（時間を累計で計算）

ワークライフバランスに関する制度一覧【常勤職員編】



妊 娠

出 産

1 歳

3 歳

小学校入学

中学校卒業

■ 不妊治療

- 妊娠障害
- 休息・補食：必要な時間
- 通勤緩和：1時間/日

- 妊産婦の保健指導・健康診査：必要な時間
- 妊産婦の時間外・休日・深夜労働の就業制限

■ 保育時間

：各1時間・2回/日
(1歳6ヶ月まで)

■ 産前休暇

■ 産後休暇

■ 子の養育休暇：3日/年

- 出生時育児休業
- 配偶者出産休暇
- 育児参加休暇

■ 育児休業

- 育児休業育児短時間勤務
：3時間55分/日、4時間55分/日、週3日、週2日半から選択
- 所定外労働の免除

■ 育児時間：2時間/日（小学校3年終期まで）

■ 時間外・休日・深夜労働の制限（中学校入学まで）

■ 行事参加休暇：3日/年

■ 子・家族の看護等休暇：7日/年（中学校就学前までの子が2人以上養育：10日/年）

女性のみ

男性のみ

男女共通

ワークライフバランスに関する主な制度と届出書類【常勤職員編】

有給

介護休暇★

要介護状態にある家族を介護する職員が1年毎※1に5日（要介護状態の家族が2人以上いる場合は10日）取得可能

〈届出書類〉
特別休暇簿
+ 薬袋や診療機関領収書の写し
【提出先】
所属部課担当係

減額

介護短時間勤務

要介護状態にある家族を介護するために、介護短時間勤務等開始から※2 3年の範囲内で複数回の期間、勤務時間を1日3時間55分、1日4時間55分、週3日、週2日半から選択できる。

〈届出書類〉
介護短時間勤務申出書要
+ 介護認定書写し又は診断書
【提出先】
所属部課担当係 → 人事労務課労務・福祉係

無給※

介護休業

要介護状態にある家族を介護する職員が通算6ヶ月の範囲内で取得可能

〈届出書類〉
介護休業申出書
+ 要介護認定書写し又は診断書
【提出先】
所属部課担当係 → 人事労務課労務・福祉係

有給

看護休暇★

負傷や疾病により職員の看護を必要としている際取得可能
1年において7日の範囲

〈届出書類〉
特別休暇簿
+ 薬袋や診療機関領収書の写し
【提出先】
所属部課担当係

減額

介護時間

要介護状態にある家族を介護するために、介護短時間勤務等開始から※2 3年の範囲内で複数回の期間、勤務時間を1日2時間の範囲内で30分単位で勤務時間を短縮できる。

〈届出書類〉
介護休業申出書
+ 要介護認定書写し又は診断書
【提出先】
所属部課担当係 → 人事労務課労務・福祉係



※介護休業は無給ですが…
介護休業給付金によって、最長で3ヶ月までは、雇用保険から67%が支給されます。

★…時間単位での取得可能（時間を累計で計算）

※1 1年毎とあるのは1月から12月を区切りとする

※2 介護短時間勤務等開始からとは、介護短時間勤務又は介護時間のどちらかを開始してからという意味